

渋谷区立広尾小学校「いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日改訂版

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。上記理念にのっとり、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

2 いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの問題への対策を、教職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

3 いじめの定義【いじめ防止対策推進法】

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

4 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1)児童が安全に安心して学校生活を送れるよう、いじめを生まない学校づくりを目指す。
- (2)全教育活動を通じ、人権教育と道徳教育を充実させながら、思いやりの心と自尊感情を育てるとともに、他者とのコミュニケーションを図る能力を育成する。
- (3)児童が主体となっていじめを生まない学校作りを進める意識を育む。また、いじめの防止等に向けた主体的な取り組みが実践できるよう指導・支援する。
- (4)いじめは、どの児童、どの学年、どの学校にも起こりうるとの認識に立ち、教職員一人一人の意識と指導力を高め、組織的に対応する。
- (5)いじめの防止等に向け、家庭や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。

- (6)教育相談や個別の面談、児童への定期的なアンケート調査の実施など、児童一人一人の実態把握に 組織的に取り組む。
- (7)いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう、その安全を確保し、周囲の児童が勇気をもって対応できる学校を目指す。

5 いじめ防止等の取り組み

(1)渋谷区立広尾小学校「いじめ防止基本方針」の策定

いじめの防止等の取り組みについての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

(2)いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

＜構 成＞ 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー
※重大事態の発生時においては、第三者の立場の者（学校運営協議会委員等）を加える。

＜設置期間＞ 委員会は、常設の機関とする。

＜所掌事項＞ 委員会は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、次の内容を所掌する。

ア いじめの防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。

イ いじめの相談、通報の窓口に関すること。

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。

エ その他いじめ防止等に関すること。

(3)いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み

i 未然防止のための取り組み

ア いじめに関する教員研修の実施

①教職員に対する校内研修を年1回以上実施する。

②全教職員が「いじめ」の定義をはじめとした法の趣旨やいじめ防止基本方針の内容を十分に理解し、適切に組織的な対応ができるようにする。

イ 児童が主体的に学べる授業づくりや集団づくりを行う。(学年経営の充実)

①基礎基本の定着を図り、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを行う。

②校内研究による授業改善を促進する。

③児童同士の関わり合い、認め合いを大切にした活動を推進する。

④話し合い活動の充実を図り、ソーシャルスキルトレーニングを通して、児童一人一人の居場所づくりをする。

⑤自分自身の振り返りや、将来の自分像、お互いを認め合う場の設定をする。

ウ 心の教育を重視した取り組み（人権教育・道徳教育の充実）

①人権教育・道徳教育を充実させる。

②福祉体験教室等の学習機会を設定する。

③読書活動を推進する。

エ 全教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会の充実を図る。

①異学年交流の充実を通しての絆づくりを行う。

②月1回のあいさつ運動を推進させる。

オ いのちの大切さを学ぶ機会を設定する。

①道徳授業地区公開講座で学ぶ機会を設定する。

②「命と心の授業」を実施する。

③「ＳＯＳの出し方に関する教育」を実施する。

カ 情報モラルとして携帯・インターネット安全教室を実施する。

①児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

②ＳＮＳルールを周知し、児童、保護者への情報モラル教育の充実を図る。

③広尾小タブレットルールの徹底を図る。

キ いじめ防止等の取り組みの評価と次年度に向けての改訂

①年度末に学校の取り組み状況について自己評価等を通して検証する。

②次年度に向けて「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

ii 早期発見のための取り組み

ア 日頃の児童の観察で気になることは「委員会」に報告する。

①健康観察：一人一人の表情を確認しながら、呼名による朝の健康観察を徹底する。

②授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、他の児童の机との距離感等に留意する。

③休み時間：友人関係、「遊び」と称してのからかいの様子等を観察する。

④給食：他の児童の机との距離感、食欲がない、極端な盛りつけ等を観察する。

イ 「ふれあい月間」を通したアンケートの実施（保存期間3年間）

①アンケートを6月・11月に実施し、いじめに係わる状況調査に反映させる。

②アンケート結果に応じた面談を実施する。 ③アンケート結果を学校全体で情報共有する。

ウ 教育相談日の実施

- ①スクールカウンセラーの勤務日に教育相談日を設ける。
- ②児童、保護者が相談を行いやすい体制づくりに務める。

エ 地域からの情報収集

- ①学校運営協議会からの情報を得る。
- ②スクールサポーターとの情報交換を定期的に行う。

iii 早期対応のための取り組み

ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で対応せず、速やかに委員会に報告し、臨時いじめ対策委員会を立ち上げる。

イ 不登校児童については、必要に応じて臨時の対策委員会を立ち上げる。

ウ 被害児童を守り通す。再発防止に努め教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導する。

- ①委員会で情報を共有化する。
- ②事実確認を行い、関係児童とその保護者及び学年集団へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
- ③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の処置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

エ 解決に向けた支援を行う。

- ①委員会は児童及び保護者に対応した経過や進捗状況を渋谷区教育委員会に報告するとともに、全ての教職員が確認できる方法で情報を保管する。
- ②被害や加害の児童に対して専門的な支援や指導が必要な場合には「ケース会議」「学校サポートチーム」を開催し、対応策を協議する。

オ 地域や関係機関と連携した声かけ、見守りを強化する。

- ①児童の登下校や地域での見守りを依頼する。

カ 解消の確認を行う。

- ①日常的に注意深く観察し、学校の共通認識のもとに判断し、渋谷区教育委員会に報告する。

6 渋谷区教育委員会や関係機関等との連携

- (1)いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席すること を余儀なくされている疑いがあるなどの事態が発生した場合は、速やかに渋谷区教育委員会に報告する。
- (2)いじめにより心身に著しい被害が生じた場合は、渋谷区教育センター、渋谷区子ども家庭支援センター、東京都児童相談センター等、関係機関と連携して対応する。
- (3)いじめの内容が犯罪行為として取り扱われる場合は、警察と連携して対処する。

7 保護者への連絡と支援、助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した事案に関する情報は、人権やプライバシーに配慮し、関係する保護者に適切に提供する。

8 懲戒権の適切な

教育上必要があると認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。ただし、いじめには様々な要因があり、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為を理解、反省し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

9 学校の取組に対する検証・見直し

委員会を中心として、全教職員により、学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る